

中小企業診断士の視点

第70回 産業財産権の取得について



中小企業診断士・弁理士 櫻田 賢
(一社)埼玉県中小企業診断協会

企業経営のツールの1つに知的財産権があります。知的財産権は、特許権、商標権等の産業財産権のほかに著作権や種苗法の育成者権等が含まれています。特に重視されているのが産業財産権であり、特許権、実用新案権、意匠権および商標権がこれに該当します。

これら産業財産権は、特許庁に出願して権利が成立します。現在、実用新案権を除く特許権等は、特許庁で専門審査官によって審査されます。特許権の場合、先願主義（後述）のもとで産業上の利用可能性、新規性、進歩性等の観点から審査がなされ、商標権では、識別標識（ブランド）として機能するか、既に登録されている商標と同一または類似しているか等の観点から審査がなされます。そして、これら産業財産権の代理手続きにおいては、弁理士の専権業務とされており、従って、産業財産権の出願手続きや審査への対応等の取得手続きにおいては産業財産権の専門家である弁理士に相談することが多いようです。

ここで、簡単にそれぞれの権利を説明いたしますと、特許権と実用新案権は、発明や考案のような技術を保護する権利、意匠権は、デザインを保護する権利、商標権は、トレードマークのような取引上の識別標識を保護する権利です。これら権利を取得した権利者は、保護対象の技術、デザインまたは識別標識を無断で使用する他人に対して、使用の中止を求めることができます。また、登録された技術、デザインまたは識別標識を土地や建物のように他人に貸し出して利益を得ることもできます。

先に少し触れたように産業財産権は、先願主義を採用していますので基本的に早い者勝ちです。つまり、先に特許出願や商標登録出願をした者が特許権や商標権を獲得できるのです。従って、特許権で保護したい技術や商標権で保護したい識別標識を、他社に先駆けていち早く特許庁に出願する必要があります。

多くの企業においてビジネスの形態やビジネスモデルは、年々変化します。小さな商店だった小売店が顧客マーケティング手法を開発し、小売りノウハウを獲得し、最終的には出店場所のノウハウを獲得するような場合、コンビニエンスストアチェーンのようなフランチャイズビジネスに変化するでしょう。他方、これまでに存在しなかった食品を開発した会社は、その食品に優れたブランド名を採用して大々的に販売することで、有名ブランドを構築し、ブランドビジネスに移行します。

中小企業診断士は、今後の会社の目指す方向性や経営戦略について知見が豊富ですので、今後この事業がどのような展開になり、どのような産業財産権が必要となるか中小企業診断士の意見も取り入れてはいかがでしょうか。より良い産業財産権をいち早く獲得されることを期待しています。

【問い合わせ先】

(一社)埼玉県中小企業診断協会
ホームページ：<https://sai-smeca.com/>
電話：048-762-3350
Eメール：rmcsai@nifty.com